

法律改正と裁判例から 考える労務管理

中小企業の
「同一労働同一賃金」適用開始まで
あとわずかです！



－ 研修内容 －

1. 近年の法律改正

近年及び今後の労務管理に関する法律改正についての説明を行います。

2. 裁判例から考える自社の諸手当

令和2年10月に同一労働同一賃金についての最高裁判決が複数出ていますが、判決内容から自社にどのような対応が必要なのかを確認していきます。

3. 就業規則を改定していますか？

有給休暇の時季指定義務の法改正がありました。法改正に対応した就業規則に改定が出来ているでしょうか？その他、コロナ禍に関わる就業規則の改定について説明します。

4. コロナ禍で考える労務管理

コロナ禍で増えている兼業副業、休業、リモート勤務、問題社員など具体的な対策を説明していきます。

令和3年 2月9日 [火]

時間：14:30～16:30

参加費：無料

定員：20名（先着順）

会場：塩尻市市民交流センター(えんぱーく)3階多目的ホール

お申込み方法：2月1日（月）までにFAXにて申込みください。

※新型コロナウイルスの感染状況等により中止をする可能性もあります。

入場時の検温にご協力ください。（非接触型体温計での検温実施）

入場時に手指の消毒、マスク着用にご協力ください。

感染防止に必要な間隔を開けて着席いただきます。

会場内は定期的に換気を実施いたします。

風邪・インフルエンザの諸症状（咳、喉の痛み、発熱、倦怠感など）のある方、体調不良の方は出席をお控えください。



社会保険労務士法人アンカー代表社員
特定社会保険労務士 / 社会福祉士

講師：山本 亨氏

労務セミナー申込書 FAX:0263-51-1388 塩尻商工会議所行き

ふりがな 出席者名	〒	ご住所
貴社名	電話番号	
	FAX番号	

ご提供いただいた個人情報は、セミナーに関するご案内、ご連絡、セミナーの参加登録及び当所からの情報提供のために利用します。

<お問合せ> 塩尻商工会議所 加納 〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406 TEL:0263-52-0258